女性活躍推進法に関する情報公表について

【対象期間：2023 年 4 月 1 日~2024 年 3 月 31 日】

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

①採用した労働者に占める女性労働者の割合		22.2%
②男女の賃金の差異	全労働者	99.0%
	正社員	100.6%
	有期雇用契約社員	69.3%

※賃金：通勤手当等を除く

【職業生活と家庭生活との両立】

①有給休暇取得率	83.0%